

崇城大学における障がいのある学生への支援に関する指針（ガイドライン）

平成29年 3 月 1 日制定
令和 4 年 4 月 1 日改定
令和 6 年 4 月 1 日改定

本指針（ガイドライン）は、崇城大学（以下「本学」という。）における障がいのある学生への支援について定めます。

1. 目的

この指針（ガイドライン）は、「障害者基本法」ならびに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、その他の法令に基づき、本学における障がいのある学生への障がいを理由とする差別の解消を推進するため、不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供に必要な事項等を定めることを目的とします。

2. 基本方針

本学では、教職員の行動指針として、クレドを制定しています。すなわち、

- ・私たちは、学生の成長をサポートします。
- ・私たちは、感謝と笑顔のあふれる温かい大学をつくれます。
- ・私たちは、挑戦、創造、啓発に努め、強い大学をつくれます。

本学は、このクレドの精神に基づいて、「障害者基本法」ならびに「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、その他の法令に則り、全ての教職員が障がいを理由とする差別の解消に取り組むように努めるとともに、障がいのある学生が障がいのない学生と等しい条件のもとで、学生生活を送れる支援を行うことに積極的に取り組みます。

（1）障がいのある学生に対する支援は、原則として本人および保護者からの支援要請に基づき行います。

（2）成績評価については、学内基準に基づき障がいの有無・程度に関わらず行い、いわゆる「ダブル・スタンダード」は設けません。その他、具体的な支援は、原則として受験時、入学時、学年変更時等の面談の際、学生支援センターと本人および保護者が、十分な合意形成・共通理解を図った上で決定し、本学が提供します。

3. 指針（ガイドライン）の適用範囲

この指針（ガイドライン）は、本学に所属する学部生および大学院生、科目等履修生、研究生、委託生、外国人留学生等に適用します。

4. 障がいのある学生の定義

「障がいのある学生」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある者であり、かつ、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。ここで、社会的障壁とは、障がいのある学生にとって、日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものであって、本学における教育研究活動等を営む上で障壁となるようなことをいいます。

5. 障がいを理由とする不当な差別的取扱いおよび合理的配慮の基本的な考え方

この指針（ガイドライン）において、障がい理由とする不当な差別的取扱いとは、本学の障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がい理由として、サービスや各種機会の提供を拒否するまたは提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない学生に対しては付さない条件を付けることなどにより、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいいます。

合理的配慮とは、障がい学生が、本学における教育、研究その他の活動に関して障がいのない学生との等しい機会を享受するために、個々の場面において現に必要としている社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいいます。

6. 合理的配慮の提供

- (1) 障がいのある学生および保護者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある学生の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供に努めます。
- (2) 障がいのある学生に提供する合理的配慮について、障がいのある学生の一人ひとりの支援の要望に基づき、大学の関係部署が緊密に連携・協力して個別対応を行うことに努めます。
- (3) 上記の合理的配慮の提供を行うにあたり、高等教育における「合理的配慮」については、文部科学省の「障害のある学生の修学支援に関する検討会」報告（第一次・第二次まとめ）、日本学生支援機構の「教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改定版）」が定める基準を参考とします。

7. 相談体制の整備

障がいのある学生およびその家族その他の関係者からの合理的配慮に関する相談に的確に応じるための相談窓口は下記のとおりです。

- ① 学生支援センター
- ② 学生厚生課
- ③ 所属学部・学科
- ④ 就職課、入試課及び国際交流センター

なお、障がいのある学生本人が、正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等を受けた場合において、その苦情、相談に応じるための窓口は下記のとおりです。

- ① 学生支援センター
- ② ハラスメント相談員

8. 研修および啓発

- (1) 教職員に対し、障がい理由とする差別の解消等に関する基本的な事項、障がい理由とする差別の解消ならびに障がい特性についての理解の促進を目的に、必要な研修・啓発を行います。

9. 指針（ガイドライン）の見直し

社会情勢の変化等が、合理的配慮の内容や程度等に大きな進展をもたらす場合、必要に応じて、この指針（ガイドライン）を見直し、充実を図ります。なお、この指針の改定は、学生支援委員会の審議・承認を経て、学長が決定します。